

## 第36回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

### 1. 日時及び場所

2023年2月6日（月曜日）14:00～14:45

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

### 2. 審議等事項

#### (1) 審議事項

①一者応札・応募となった案件の改善策について【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

②2022年度上半期における新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

③その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

#### (2) 報告事項

2022年度契約審査会審議案件進捗状況（2022年12月末時点）

### 3. 契約監視委員（敬称略）

（2023年2月6日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（\*）

新井 佐恵子

企業年金連合会前コンプライアンス・オフィサー（\*）

守屋 潔

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

監査委員

尾崎 道明

監査委員

小宮山 榮

（\*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

### 4. 議事概要

（1）審議事項①～③及び（2）報告事項について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（1）審議事項①一者応札・応募となった案件の改善策については、契約監視委員からの発言等はなかった。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	2022年度上期において該当する案件はなかった。
(1) ②	契約方式等が妥当であることが了承された。
(1) ③	契約監視委員によるフリー・ディスカッションを行った。
(2)	契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告の後、フリー・ディスカッションを行った。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	一者応札・応募となった案件の改善策について
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2022年度上期に調達を実施した案件については該当する契約がなかった旨の報告があった。	

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	2022年度上半期における新たな随意契約
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2022年度上半期における新たな随意契約について、会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、了承された。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
個別の案件に対するものではないが、契約審査会での審議の際に、特に投資にかかるデータの提供・分析サービスについて、投資委員会である特定のサービスの利用の了承が得られたので、随意契約にしたいというケースが時々見受けられる。調達部門としては、当該個別のサービスが備えている仕様が必要であることを前提に調達するにとどまり、投資委員会がその時点で他に代替性があるサービスがないと考えているということは、一つの参考情報として考慮するにしても、代替性があるかないかは、調達部門として別途判断すべきだと思う。代替性がないと確信できないということであれば、参加者確認公募方式を採用し、結果として応募がなければ随意契約をするというプロセスを経るべきである。	契約審査会は、調達プロセスの妥当性・合理性について審査いただく場であると認識している。随意契約を行うにあたっては、本当に代替性がないのかという視点で、調達の公正性を考えていきたい。

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
代替性が全くないのかということについて調べられているのか疑問を感じている。今後発生する案件については適切な調達プロセスを踏んでいただくとしても、既に随意契約となっているものが多数あると認識している。特殊な技術とか、特殊な知財の下に契約しているケースが多いと思われるが、新たな競合相手が出現する可能性もある。随意契約とな	調達を付議する原課において、まず代替性がないことを確認したうえで、契約審査会の審議を経るのが基本的な流れである。今般のご指摘を受け、今後は経理課においても確認を行うことを考えているところである。

<p>っているものを、契約更新を行う際に自動的に随意契約とするのではなく、随意契約であるべきかどうか、代替性が本当にないのか調査を行うプロセスになっているのか。</p>	
<p>新たな随意契約については、慎重に調べられていると思うが、新規契約時には随意契約であったとしても、その後、競合他社が出てくる可能性があるため、更新時には代替性についてチェックをしていただきたい。</p>	<p>ベンチマーク、分析ツール等においては、1年契約で自動更新というような契約があるが、これらは当該社しかないという確認を行ったうえで契約をしているものもある。ただ漫然と自動更新を行っているわけではない。</p>
<p>確認を行っていただいているのは非常に結構なことであるが、案件によってということではなくて、全件行うべきではないか。</p> <p>代替性確認の手続きが取られていれば問題ない。</p>	<p>参加者確認公募として何年か調達を行い、その上で何年も手が挙がってこなかったものについては随意契約に移行するものもあり、案件ごとに確認しながら進めている。</p>
<p>契約金額と概算所要額に大きな乖離が生じているものがあるが、今後の対策はあるのか。</p>	<p>随意契約の場合には、基本的には特定の一人からの見積りを基に概算所要額を算出している。契約交渉の過程で、値下げ交渉は行うものの、結果として、概算所要額に占める契約金額の割合は100%またはそれに近い数字になっている。</p> <p>一方、乖離が生じるのは競争性のある調達を行ったときである。競争性のある調達手続きの概算見積りを立てるにあたり、複数の業者の見積りを参考に計上しているところである。それが市場価格を網羅しているかということ、必ずしもそうではない場合もあると思っている。競争性が働いた結果ということではあるが、市場価格がどの水準にあるのかに注意しながら見積りをとっていきたいと考えている。</p>

【報告事項 2022年度契約審査会審議案件進捗状況（2022年12月末時点）】

<p>審議内容</p>	<p>2022年度契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告</p>
<p>契約監視委員からの意見・質問</p>	<p>法人からの説明、回答</p>
<p>契約金額と概算所要額に大きな乖離がある案件があるが、これについて、当初、相見積りを取っていると思うが、その業者からの応札はあったか。また、落札した業者は当初の見積りを取った先に入っていたか。</p>	<p>見積りを取ったうちの二者から実際の応札があった。また、落札した業者からは見積りを取っていなかった。</p>
<p>当初見積りを取った先の入札金額は、見積りの金額と比べてどれくらい乖離があったの</p>	<p>一者は見積りの約半額、もう一者は7割位の金額であった。</p>

か。	
<p>この調達に関しては、いつも低い金額で落札に至っているイメージがある。そういった傾向が事前に見えているのであれば、概算所要額を決定する際に、そういった情報を加味すると良いのではないか。</p>	<p>見積りを取るに当たっては、現在の契約先あるいは過去に応募があった者を中心に行うことが多くなるため、このような事象になると認識している。今回の落札を通じて、情報がアップデートされたので、次回の調達では、ある程度乖離は是正されるのではないかと考えている。</p>
<p>契約業務においては、やはり原課・現場の声が大きいと前職で感じてきた。随意契約による調達は、案件によっては必要となることがあるのではないか。随意契約によって業務の継続性が保てるのであれば、複数年契約を提案し、値引き交渉を行う。新たな業者を選定することで、業務の継続性に支障をきたしたケースもあった。調達方法を検討する際には、原課・現場と十分に話し合い、必要ならば随意契約を考えるべきではないかと思う。</p>	<p>契約の性質、目的に応じて、適切に対応することができるよう引き続き努めていく。</p>
<p>随意契約について、より慎重に取扱う必要があるというご意見が複数出された。最近の傾向として、専門性の高まりにより、随意契約の方向に向かわざるを得ないという事情は理解できるが、外から見た時にどうかという視点を持った方が良いと思う。また、参加者確認公募のような形にすると、その事務にかかる労力が相当なものになるようであるため、事務の簡略化やシステムティック化等、効率化の検討も行うと良いのではないか。</p>	

以上

### お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室  
電話 03-3502-2494